

# 平成28年度 個人市県民税の主な改正点 公的年金からの特別徴収制度の見直し

税制改正により、市県民税に適用される改正点をお知らせします。

《問合せ》 税務課  
☎ 21-9045

## ■公的年金からの仮徴収税額の平準化

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮特別徴収税額(仮徴収税額)を「前年度分の公的年金に係る所得割額と均等割額の合算額(年税額の2分の1に相当する額とする)」ことになりました。

また、現行では賦課期日(1月1日)後に市外に転出した場合や特別徴収税額が変更になった場合、特別徴収は中止され普通徴収に切り替わりますが、改正後は転出や税額変更があった場合も、一定の要件の下、特別徴収を継続することになります。

平成28年10月以降に実施する特別徴収から適用されます。

本改正は、仮特別徴収税額(仮徴収税額)の算定方法の見

直しであり、年税額の増減を生じさせるものではありません。

## 《公的年金からの特別徴収税額の計算方法(年金特徴継続者)》

継続者	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
現行	前年度の2月に徴収された額と同じ額			年税額から仮徴収額を差し引いた額の3分の1ずつ		
改正	前年度の年税額の6分の1ずつ					

## 《参考：新規65歳到達者など年金特徴開始初年度の特別徴収税額の計算方法》

新規	普通徴収		年金特徴		
	6月	8月	10月	12月	翌年2月
税額	年税額の4分1ずつ		年税額の6分の1ずつ		

## ■ふるさと納税の控除限度額が引上げ

市県民税の特例控除額の上限額が、所得割額の2割に拡充されます(平成27年1月以降の寄付)。

## ■ふるさと納税のワンストップ特例制度が創設

所得税の軽減相当額も含めて、翌年度の市県民税からまとめて寄付金控除を受けられる仕組み「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました。

▽**対象者** 都道府県・市区町村に寄付をする確定申告が不要な給与所得者ら

▽**方法** 寄付の際、ふるさと納税先団体に特例の申請

▽**その他** 平成27年4月以降の「ふるさと納税」が対象。

寄付先の団体数が5団体以内の場合で確定申告(市県民税申告を含む)を行わない場合に限ります。詳しくは、総務省納税ポータルサイトをご覧ください。



## 地方税の申告は

eLTAXで!



eLTAXは、地方税の手続きを、インターネットで電子的に行うシステムです。

▼**豊岡市で利用できる手続き**

▽個人市県民税(給与支払報告書や給与所得者異動届出書など)

▽法人市県民税(申告書や設立届など)

▽固定資産税(償却資産申告)

▽**その他** サービスは無料です。詳しくは、ホームページをご覧ください。

<http://www.eltax.jp/>

《問合せ》 ヘルプデスク  
☎ 0570-081459

## 決算説明会の開催

▼**日時** 12月7日(月)午後2時~4時

▼**場所** じばさんTAJIMA 3階(大磯町)

▼**内容** 白色申告者に係る記帳・帳簿等の保存制度、青色申告決算書・収支内訳書

の作成方法等を説明▽筆記用具と電卓等計算用具を持参してください▽個別の申告相談は行っていません。

## 白色申告の方へ

個人の白色申告者で事業や不動産貸付等を行う全ての方は、平成26年1月から記帳と帳簿書類の保存が必要です。

※所得税と復興特別所得税の申告の必要がない方も対象です。詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

《問合せ》 豊岡税務署個人課  
税第1部門 ☎ 22-2144

## 県民緑税の実施期間延長

県では、平成18年度から導入している「県民緑税」(県民税均等割の超過課税)の実施期間を平成32年度まで5年間延長します。

▼**税率** 個人800円、法人2千円~8万円(年額)

▼**活用事業** 災害に強い森づくり▽県民まちなみ緑化事業

《問合せ》 県税務課  
☎ 078-362-3086

# 固定資産税のお知らせ

異動申告は1月15日(金)まで！



固定資産税は、毎年1月1日に、土地・建物・償却資産を所有している方が、その所在する市町村に納める税金です。平成27年中に次のような異動があった場合は、必ず申告してください。

## ▼土地・建物

- ①土地の利用状況の変更  
(例)農地を埋め立てて駐車場や資材置き場にした。
  - ②建物の新増築、取り壊し
  - ③建物の用途変更
  - (例)専用住宅を工場・事務所に変更した。
  - ④登記をしていない建物の所有者の変更(売買・相続など)
  - ⑤今年4月に送付した「課税明細書」の内容の変更など
- ※登記済の物件は申告不要
- ▼償却資産  
償却資産課税台帳に所有者として資産登録のある方に

は、12月上旬に平成28年度申告書を送付します。平成28年1月1日現在の資産の所有状況(機械・備品などの購入または廃棄、事業の廃業など)を申告してください。

なお、資産の異動がない場合も申告が必要です。

## 知って納得!

### 固定資産(償却資産)のQ&A!

#### Q 償却資産とは何ですか?

A 会社や個人が事業を営むために所有している機械・器具・備品などの事業用資産です。土地・建物と同じく固定資産税の課税対象です。

#### Q 申告しなければいけないのですか?

A 市内に償却資産を所有している方は、地方税法に基づき、毎年1月1日現在の資産の所有状況を申告しなければなりません。



※(社)地方税電子化協議会が

運営する地方税ポータルシステム(eLTAx)を利用したインターネットによる電子申告を受け付けています。詳しい内容や手続きは、市ホームページまたはeLTAxホームページをご覧ください。

#### 《問合せ》税務課

☎21-9046または各振興局市民福祉課

#### Q どんな資産が申告の対象ですか?

A 原則として、決算時に減価償却資産として計上するものは、全て償却資産の申告対象です。ただし、建物として固定資産税の対象となるものや車両のうち自動車税・軽自動車税の対象となるものは申告対象から除きます。



#### Q 新規開業しましたが申告はどうするのですか?

A 平成27年中に事業を始めた方には、市から「申告書」を送付します。申告書が届いていない場合は連絡してください。

目	指	そ	う	!
特	別	徴	収	
1	0	0	%	実 施

県と県内全ての市町は連携して、個人住民税の特別徴収を推進しています。

## 個人住民税の特別徴収を実施していない事業主の皆さんへ

特別徴収とは、従業員の給与から個人住民税を天引きし、事業主が従業員に代わって、毎月、市町に納入していただくものです。

◆この制度は、地方税法および各市町の条例の規定で、所得税の源泉徴収を行う全ての事業主(給与支払者)に義務付けられています。

◆特別徴収が不要なケースは法令で定められており、事業主の希望に応じて決めることはできません。

◆従業員のメリット  
①毎月の給与天引き(年12回払い)になるので、年4回納める普通徴収に比べ、1回当たりの納税額が少なく済む。

## 特別徴収の方法による納税の仕組み

